



# 許可申請を提出されるみなさまへ

## ～迅速な事務処理への協力依頼～

日頃から開発・建築行政にご協力していただきありがとうございます。愛知県においては、都市計画法の「開発許可」及び宅地造成等規制法の「宅地造成の許可」の申請に対する処分期間（標準事務処理期間）を公表しておりますが、はるかに超過している状態です。

処理期間短縮のため努力はしておりますが、許可申請を提出されるみなさまにも以下の内容についてご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 事前相談の整理



円滑な審査のため、相談内容を予めまとめ書類等を整理した上で事前にご相談ください。なお、電話のみでの相談は誤解を生じさせないために原則承らないので予めご了承ください。

#### 2. 事前相談の予約



原則として相談は駐在日に市町にて、事前予約より対応します。事務所で相談されたい方は、予め担当者に連絡をとり日程調整をお願いします。

#### 3. 関連手続きの確認



関連手続きが不備のままの申請は許可の短縮にはなりません。申請前に各担当課と綿密に調整をお願いします。

#### 4. 補正の早期対応



迅速な補正の連絡ができるようしておりますので、1週間以内の補正をお願いします。補正期間があまりに長期化しますと取り下げをお願いすることがございます。



以上